

国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例について

令和8年度税制改正による地方税法等の一部改正に伴い、国分寺市市税賦課徴収条例の一部を改正する必要がある。令和9年1月1日以降に施行となるものについて、改正を行う。

【主な改正点】

1 市民税の特例

セルフメディケーション税制の特例適用期限の撤廃

→ スイッチOTC医薬品に対する特例の恒久化による制度利用の安定化

特定暗号資産譲渡所得等の分離課税規定の追加

→ 特定暗号資産取引にかかる所得を分離課税とすることによる
特定暗号資産による安定的な資産形成を支援する仕組の導入

2 固定資産税の免税点

固定資産税の免税点の改正

	【現行】	→	【改正】
土地	30万円	→	据置
家屋	20万円	→	30万円
償却資産	150万円	→	180万円

改正点	新旧 対照表 ページ	条文 下線付きは付則	改正内容	
ふるさと納税	1	第26条の8	復興特別所得税の課税期間変更等に伴う改正	
	6	第13条の4	本条例改正による条の追加及び復興特別所得税の課税期間変更等に伴う改正	
	6	第15条の2	復興特別所得税の課税期間変更等に伴う改正	
市民税の申告	1	第28条の2	用語の定義の引用先の追加	
	2	第28条の3の2	第1項	次条の改正に伴う文言整理
	3		第5項	次条第2項の追加に伴う繰下り
	3	第28条の3の3	第1・2項	特定親族特別控除の追加に伴う申告義務の追加
	4		第3項	第2項の追加に伴う文言整理
	5		第5項	令第48条の7の3の追加に伴う繰下り
	5		第6項	第2項の追加に伴う繰下り
固定資産税の免税点	5	第42条	固定資産税の免税点の改正	
市民税の特例	5	第12条	セルフメディケーション税制の特例適用期限の撤廃	
	6	第13条の3の2	住宅借入金等特別控除の適用期限の延長	
	7	第23条の2	第2項	法附則第34条の2第4・8項の追加に伴う繰下り
	7		第4項	優良住宅地等長期譲渡所得特例の適用除外の追加
	8	第24条の4	第1項	特定暗号資産譲渡所得等の分離課税規定の追加
	8		第2項	前項の追加に伴う読み替え規定の整理